北村地域連携調整会議とは

■北村遊水地事業を進めることにより地域の生活環境や営農環境が大きく変化することを契機として、地域 住民、自治体、農業の関係機関、北海道及び国が相互に連携し、まちづくりや農業振興の課題解決に向けて 情報交換、協議及び認識の共有を図り、よりよい地域づくりに資することを目的として設立されました。

連携会議を構成する機関・団体		
機関・団体	機関・団体	機関・団体
石狩川水系北村地内治水事業促進期成会	北村遊水地事業対策協議会	雁里地区遊水地計画推進期成会
岩見沢市	岩見沢市農業委員会	月形町
月形町農業委員会	北海土地改良区	月形土地改良区
J Aいわみざわ	JA月形	(財) 北海道農業開発公社
空知中央 NOSAI	北海道空知総合振興局	北海道開発局

第1回北村地域連携調整会議

日 時:平成22年6月11日(金)14:00~16:00

場 所:岩見沢市北村環境改善センター 多目的ホール

参加者数:委員21名

> 議 事

- 1. 設立趣旨及び設置運営要領(案)
- 2. 役員の選出
- 3. 北村地域連携調整会議の概要
- 4. 今後の進め方

DIE GENERALES

▲ 第1回北村地域連携調整会議 会議の様子

第2回北村地域連携調整会議

日 時:平成23年3月24日(木)14:00~16:00

場 所:岩見沢市北村環境改善センター 多目的ホール

参加者数:委員他20名

▶ 議事

- 1. まちづくり部会からの報告
- 2. 農業振興部会からの報告
- 3. 今後の進め方



▲ 第2回北村地域連携調整会議 会議の様子

北村地域連携調整会議 平成 23 年 4 月

北村地域連携調整会議 設置運営要領

(目的)

第1条 北村地域連携調整会議(以下、「連携調整会議」という。)は、北村遊水地整備事業を進めることにより地域の生活環境や営農形態が大きく変わることを契機として、まちづくりや農業に関わる機関等が連携し、よりよい地域づくりに資することを目的とする。

(組織及び構成)

- 第2条 連携調整会議は、別表-1に掲げる機関等から選出 された委員で構成する。
- 2 連携調整会議は、円滑な運営を補助するため、別表-2 に掲げる機関等から選出された幹事で構成する幹事会 を置く。
- 3 連携調整会議は、特定のテーマについての意見調整を図るため、別表-3に掲げる「まちづくり部会」及び別表-4に掲げる「農業振興部会」を置く。

(役員及び職務)

- 第3条 連携調整会議に会長及び副会長2名の役員を置く。
- 2 会長は、委員の中から互選により選任する。
- 3 会長は、連携調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務 を代理する。
- 6 幹事会に、会長が指名する幹事長を置く。幹事長は幹事 会を運営する。
- 7 まちづくり部会及び農業振興部会に、必要に応じて会長 が指名する部会長を置く。部会長は部会を運営する。
- 8 役員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

(会議の開催)

- 第4条 連携調整会議は、会長が招集する。
- 2 幹事会および各部会は、各会の長が必要に応じて招集し 開催する。

(幹事会の事項)

第5条 幹事会は、部会の事項の一部について必要な協議又 は調整を行う。

また、幹事は必要に応じて部会に参加できる。

(部会の事項)

第6条 部会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) まちづくり部会は、よりよいまちづくりのため、情報 交換、協議及び認識の共有を図る。
- (2)農業振興部会は、よりよい営農のあり方について、情報交換、協議及び認識の共有を図る。
 - (3) 各部会は、協議内容及び整理事項を連携調整会議に報告する。

(公表)

第7条 連携調整会議は非公開とし、連携調整会議の会議内容等の公表を行う場合は、公表内容について連携調整会議に諮り事務局が公表する。また、委員が独自に公表する場合は事務局に内容の確認を得て行うことができる。

(アドバイザー)

第8条 連携調整会議及び部会は、必要に応じて意見を求めるためのアドバイザーを置くことができる。

(ワーキングチームの設置)

第9条 各部会は、その事務の一部について、必要な協議、 調整及び調査研究のため、ワーキングチームを置く ことができる。

(事務局)

第10条 連携調整会議の事務局は岩見沢市、月形町及び札 幌開発建設部に置く。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長 が連携調整会議に諮り別に定める。

附則

この要領は、平成22年6月11日から施行す